| | |
|---|---|
| 五十一　奄美群島振興に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 五十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。 | 次の算式によって算定した額とする。<br>算式<br>（A＋B×0.8）×0.8<br>算式の符号<br>A　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 五十四　地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて実施する地域公共交通再編推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 五十五　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。 | 次の算式によって算定した額とする。<br>算式<br>（A＋B）×0.5<br>算式の符号<br>A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）<br>B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 五十六　空き家対策に要する経費があること。 | 空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |


| | |
|---|---|
| 五十一　奄美群島振興に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 五十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。 | 次の算式によって算定した額とする。<br>算式<br>（A＋B×0.8）×0.8<br>算式の符号<br>A　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 五十四　地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて実施する地域公共交通再編推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 五十五　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。 | 次の算式によって算定した額とする。<br>算式<br>（A＋B）×0.5<br>算式の符号<br>A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）<br>B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 五十六　空き家対策に要する経費があること。 | 空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |